

第6号様式別表5の2記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「収益配分額の計算」 （①から④までの欄）	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 法第72条の19の規定の適用を受ける法人（以下「特定内国法人」といいます。）又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人（以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。） 第6号様式別表5の2の2の③、④又は⑤の各欄の金額 (2) その他の法人 第6号様式別表5の3の⑫、第6号様式別表5の4の③又は第6号様式別表5の5の③の各欄の金額	
2 「単年度損益⑤」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 第6号様式別表5を第6号様式の申告書に添付する法人 第6号様式別表5の⑫の欄の金額から同表の⑯から⑳までの各欄の金額の合計額を控除した金額 (2) その他の法人 第6号様式の㉑の欄の金額 この場合において、会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例の適用を受けようとする法人にあつては、(1)又は(2)に定める金額から第6号様式別表10の⑨の欄、同表の㉒の欄又は第6号様式別表11の⑬の欄の金額を控除した金額を記載します。 ただし、租税特別措置法第59条の2又は同法第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4）の33の欄又は法人税の明細書（別表4の2付表）の42の欄において損金算入額がある場合は当該額を加算し、加算した金額がある場合は当該額を減算した金額を記載します。 また、租税特別措置法第66条の5の3（第2項に係る部分を除く。）又は同法第68条の89の3（第2項に係る部分を除く。）の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定が適用される前の金額を記載します。	
3 「付加価値額⑥」	この欄の金額が零又は負数の場合は、⑦から⑨までの各欄に記載する必要はありません。	
4 「収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合⑦」	この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げてください。	
5 「④×70/100 ⑧」	(1) ⑦の欄の数値が70%を超える場合に限り記載します。 (2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。	
6 「雇用安定控除額⑨」	⑦の欄の数値が70%を超える場合に限り記載します。	
7 「資本金等の額⑪」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 収入金額課税事業とその他の事業とを併せて行う法人（⑫に掲げる法人である場合を含みます。） 第6号様式別表5の2の3の②の欄の金額 (2) 課税標準の特例（法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の㉑の欄の金額 (3) 法第72条の21第1項第1号から第3号までの規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の⑬の欄の金額 (4) 課税標準の特例（法附則第9条第2項）の規定の適用を受ける法人 銀行法第5条第1項に規定する金額 (5) 課税標準の特例（法附則第9条第3項）の規定の適用を受ける法人 10億円 (6) その他の法人 下表「資本金等の額又は連結個別資本金等の額2」の㉓の欄の金額	(1) 清算中の法人は、資本金等の額がないものとみなされるため、「資本金等の額の計算」の各欄及び「2. 資本金等の額の明細」の各欄に記載する必要はありません（以下同じです。）。 (2) 下表「資本金等の額又は連結個別資本金等の額2」の㉓の欄の金額が零又は負数である場合は、⑪から⑰までの各欄に記載する必要はありません。この場合は、⑬の欄に下表「資本金等の額又は

		は連結個別資本金等の額 2」の㉓の欄の金額を記載してください。
8「当該事業年度の月数㉒」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。 また、法第72条の21第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載してください。	
9「㉑×㉒/12 ㉓」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。	
10「控除額計㉔」	次に掲げる法人が、当該法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人（(2)に掲げる法人である場合を含みます。） 第6号様式別表5の2の3の㉒の欄の金額 (2) 課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の㉕の欄の金額 (3) 外国法人 第6号様式別表5の2の3の㉑の欄の金額 (4) 法第72条の21第5項（一定の持株会社の資本金等の額の算定）の規定の適用を受ける内国法人で、(1)又は(2)に掲げる法人以外の法人 第6号様式別表5の2の4の㉒の欄の金額	
11「㉕のうち1,000億円以下の金額㉖」、「(㉕のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額)×50/100㉗」及び「(㉕のうち5,000億円を超え1兆円以下の金額)×25/100㉘」	(1) ㉕の欄の金額が1,000億円（その事業年度が1年に満たない場合においては、1,000億円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。）以下であるときは、当該金額を㉖の欄に、㉕の欄の金額が1,000億円を超え5,000億円（その事業年度が1年に満たない場合においては、5,000億円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。）以下であるときは、当該金額を1,000億円以下の金額及び1,000億円を超え5,000億円以下の金額に区分してそれぞれ㉖及び㉗の各欄に、㉕の欄の金額が5,000億円を超えるときは、当該金額を1,000億円以下の金額、1,000億円を超え5,000億円以下の金額及び5,000億円を超え1兆円（その事業年度が1年に満たない場合においては、1兆円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額）以下の金額に区分して、それぞれ㉖、㉗及び㉘の各欄に記載します。 (2) これらの金額に1円未満の端数があるときは、それらの端数金額を切り捨ててください。	
12「期首現在の金額㉙」の各欄	当該事業年度の前事業年度終了の日現在における金額をそれぞれ記載します。	
13「当期中の減少額㉚」及び「当期中の増加額㉛」	当該事業年度中の増加額又は減少額をそれぞれ記載します。	「資本金等の額又は連結個別資本金等の額2」の欄は、法人税の明細書（別表5(1)）に記載したところに準じて記載します。
14「期中に金額の増減があった場合の理由等」	「資本金の額又は出資金の額1」の㉑の欄若しくは㉒の欄又は「資本金等の額又は連結個別資本金等の額2」の㉑の欄若しくは㉒の欄に記載したそれぞれの金額の増加又は減少ごとに理由を記載します。	